

○富山市富山南総合公園文化体育施設条例

平成17年4月1日

富山市条例第117号

改正 平成17年9月30日富山市条例第315号

平成17年12月22日富山市条例第370号

平成19年3月26日富山市条例第24号

平成20年3月26日富山市条例第42号

平成25年3月27日富山市条例第15号

平成26年3月28日富山市条例第20号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 市民の文化の向上及びスポーツの振興に寄与するため、富山南総合公園に文化体育施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称は次のとおりとし、位置は富山市友杉1097番地とする。

- (1) 富山能楽堂
- (2) 体育文化センター
- (3) 庭球場

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

- (2) 施設の使用の承認に関する業務
- (3) 施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間等)

第2条の4 第2条第1号に掲げる施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- 2 第2条第2号及び第3号に掲げる施設の供用時間は、午前9時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午後5時）までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日等)

第2条の5 第2条第1号に掲げる施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 火曜日（この日が休日に当たるときは、この日後において最も近い休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 第2条第2号及び第3号に掲げる施設の休館日及び休場日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上特に支障があるとき。

(施設の承認の取消し等)

第5条 指定管理者は、第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第3条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 使用期日の 10 日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第 10 条 使用者は、施設に特別の施設をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第 11 条 使用者は、使用を終了したとき（第 5 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市富山南総合公園文化体育施設条例（昭和62年富山市条例第16号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第315号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市富山南総合公園文化体育施設条例第3条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市富山南総合公園文化体育施設条例第3条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成17年12月22日富山市条例第370号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日富山市条例第24号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日富山市条例第42号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日富山市条例第15号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 富山市条例第 20 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日 富山市条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

1 富山能楽堂

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 1 時間につき （円）
	9 時～ 12 時	13 時 ～ 17 時	18 時 ～ 21 時	9 時～ 17 時	13 時 ～ 21 時	9 時～ 21 時	
舞台	9, 9 00	13, 200	9, 9 00	23, 100	23, 100	29, 700	3, 300
見所	13, 200	17, 600	13, 200	30, 800	30, 800	39, 600	4, 400
第 2 舞台	2, 5 30	3, 3 00	2, 5 30	5, 8 30	5, 8 30	7, 4 80	880
楽屋 1・ 2・3 (1 室につ き)	1, 3 20	1, 8 70	1, 3 20	3, 1 90	3, 1 90	4, 0 70	440
茶室 (1 室につ き)	2, 7 50	3, 8 50	2, 7 50	6, 6 00	6, 6 00	8, 2 50	990
附属設備	市長が別に定める額						

備考

- 1 舞台の利用者が入場料等を徴収するときは、次の区分（入場料等が 2 種類以上ある場合は最高額とする。）により使用料を加算す

る。

(1) 入場料等が 1, 0 0 1 円以上 2, 0 0 0 円以下のときは、この表に定める額の 3 0 パーセントに相当する額

(2) 入場料等が 2, 0 0 1 円以上 3, 0 0 0 円以下のときは、この表に定める額の 5 0 パーセントに相当する額

(3) 入場料等が 3, 0 0 1 円以上のときは、この表に定める額の 8 0 パーセントに相当する額

2 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、土曜日又は日曜日（以下「休日等」という。）に舞台又は見所を使用する場合の使用料は、この表に定める額の 1 5 パーセントに相当する額（以下「休日等料金」という。）を加算する。

3 冷房又は暖房期間中に能楽堂を使用する場合は、この表に定める額の 2 0 パーセントに相当する額（以下「冷暖房料金」という。）を加算する。

4 練習等のため舞台を使用する場合の使用料は、この表に定める額（休日等に舞台を使用する場合は、休日等料金を加算した額とする。）の 5 0 パーセントに相当する額とする。ただし、冷房又は暖房を必要とするときは、当該 5 0 パーセントに相当する額に冷暖房料金を加算した額とする。

5 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

6 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

2 体育文化センター

(1) メインアリーナ及びサブアリーナ

ア 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 1 時間につき
	9 時～	1 1 時	1 3 時	1 5 時	1 7 時	1 9 時	
	1 1 時	～ 1 3	～ 1 5	～ 1 7	～ 1 9	～ 2 1	

			時	時	時	時	時	時	き (円)
メ イ ン ア リ ー ナ	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	2, 8 2 0	2, 8 2 0	3, 7 7 0	3, 7 7 0	4, 7 1 0	4, 7 1 0	2, 0 0 0
		入 場 有 料 の 場 合	5, 6 4 0	5, 6 4 0	7, 5 3 0	7, 5 3 0	9, 4 2 0	9, 4 2 0	4, 0 0 0
	そ の 他 の 催 し に 使 用 す る	入 場 無 料 の 場 合	1 4, 1 2 0	1 4, 1 2 0	1 8, 8 3 0	1 8, 8 3 0	2 3, 5 3 0	2 3, 5 3 0	1 0, 0 0 0
		入 場 有 料	2 8, 2 4 0	2 8, 2 4 0	3 7, 6 5 0	3 7, 6 5 0	4 7, 0 6 0	4 7, 0 6 0	2 0, 0 0 0

	と き	の 場 合							
	興行の ため使 用する とき		56, 470	56, 470	75, 290	75, 290	94, 120	94, 120	40,0 00
サブ アリー ーナ	アマ チュ アス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	1,0 60	1,0 60	1,4 20	1,4 20	1,7 70	1,7 70	700
		入 場 有 料 の 場 合	2,1 20	2,1 20	2,8 20	2,8 20	3,5 30	3,5 30	1,42 0
	そ の 他 の 催	入 場 無 料 の	5,3 00	5,3 00	7,0 60	7,0 60	8,8 20	8,8 20	3,53 0

し に 使 用 す る と き	場 合							
	入 場 有 料 の 場 合	1 0 , 5 9 0	1 0 , 5 9 0	1 4 , 1 2 0	1 4 , 1 2 0	1 7 , 6 5 0	1 7 , 6 5 0	7 , 0 6 0
興 行 の た め 使 用 す る と き		2 1 , 1 8 0	2 1 , 1 8 0	2 8 , 2 4 0	2 8 , 2 4 0	3 5 , 2 9 0	3 5 , 2 9 0	1 4 , 1 2 0
附 属 設 備	市 長 が 別 に 定 め る 額							

備考

- 1 メインアリーナの2分の1、4分の1又は8分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント、25パーセント又は12.5パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額(備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額)の30パーセントに相当する額とする。
- 3 冷房又は暖房期間中にメインアリーナ又はサブアリーナを使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

イ 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金 1 時間につき（円）
個人	大人（高校生以上）	2 時間	1 1 0	7 0
	小人（小学生及び中学生）	につき	7 0	3 0
団体	2 0 人以上	1 人当たり個人所定料金の 8 0 パーセントに相当する額		
回数券	1 1 0 円券	1 1 枚	8 8 0	
	7 0 円券	つづり	5 1 0	
附属設備		市長が別に定める額		

備考

- 1 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の 2 5 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

(2) 研修室

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 1 時間につき（円）
	9 時～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 7 時	1 8 時 ～ 2 1 時	9 時～ 1 7 時	1 3 時 ～ 2 1 時	9 時～ 2 1 時	
研修室 1	6 , 3 6 0	8 , 3 5 0	6 , 3 6 0	1 4 , 7 1 0	1 4 , 7 1 0	1 8 , 9 5 0	2 , 1 2 0
研修室 2	3 , 6 5 0	4 , 9 4 0	3 , 6 5 0	8 , 5 9 0	8 , 5 9 0	1 1 , 0 7 0	1 , 1 8 0
研修室 3	6 , 7 0 0	8 , 8 2 0	6 , 7 0 0	1 5 , 5 3 0	1 5 , 5 3 0	2 0 , 0 0 0	2 , 2 3 0
研修室 4	4 , 4	6 , 0	4 , 4	1 0 ,	1 0 ,	1 3 ,	1 , 5 3

	7 0	0 0	7 0	4 7 0	4 7 0	4 1 0	0
研修室 5	2, 5 9 0	3, 5 3 0	2, 5 9 0	6, 1 2 0	6, 1 2 0	7, 8 9 0	8 3 0
研修室 6	3, 4 2 0	4, 5 9 0	3, 4 2 0	8, 0 0 0	8, 0 0 0	1 0, 1 2 4 0	1, 1 8 0
附属設備	市長が別に定める額						

備考

- 1 冷房又は暖房期間中に研修室を使用する場合は、冷暖房料金を加算する。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 3 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

3 庭球場

種別		単位	金額（円）	超過料金1時間につき（円）
1 面	大人（高校生以上）	2 時間につき	4 5 0	2 4 0
	小人（小学生及び中学生）		2 3 0	
回数券	4 5 0 円券	1 1 枚つづり	3, 6 0 0	
	2 3 0 円券		1, 8 4 0	

備考

- 1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 2 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

- 3 大人と小人で共同して使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。
- 4 照明設備を使用する場合は、1面につき550円を加算する。
- 5 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 6 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。